

健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届

【手続概要】

この届出は、被保険者が同時に複数（2か所以上）の適用事業所に使用される場合に、事実発生から10日以内に被保険者が届出を行い、主たる事業所を選択するものです。

※選択が必要になる場合とは、次の場合です。

1. 保険者の一方が健康保険組合である場合
2. 保険者がいずれも健康保険組合である場合
3. 保険者の一方が全国健康保険協会、他方が健康保険組合である場合
4. 保険者がいずれも全国健康保険協会で、二以上の事業所を管轄する年金事務所が異なる場合（年金事務所を選択します）
5. 保険者がいずれも全国健康保険協会で、二以上の事業所を管轄する年金事務所が同一の場合（事業所を選択します）

届出の結果、選択した事業所の所在地を管轄する事務センター（または健康保険組合）が当該被保険者に関する事務を行うこととなります。

なお、健康保険組合を選択した場合、厚生年金保険の事務は事務センターが行います。

※この届書の提出に当っては、適用事業所の被保険者となるための「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」の提出が前提となります。新たに被保険者となる場合は、各事業所の資格取得届を併せてご提出ください。

【添付書類】

被保険者証（すでに全国健康保険協会の被保険者である場合）

【提出先】

郵送で選択した事業所の所在地を管轄する事務センター（年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参